

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業二条駅地区土地区画整理事業の事業計画を変更しましたので、土地区画整理法第55条第13項において準用する同条第9項の規定に基づき次のとおり公告します。

平成30年11月9日

京都市長 門川 大作

1 土地区画整理事業の名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業二条駅地区土地区画整理事業

2 施行者の名称

京都市

3 施行地区

京都市中京区西ノ京星池町，同区西ノ京小堀町，同区西ノ京梅尾町，同区西ノ京小倉町，同区西ノ京東月光町及び西ノ京永本町の各一部

4 事業施行期間

平成3年2月4日から平成36年3月31日まで

5 事務所の所在地

京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435番地 京都御池第一生命ビル3階
京都市建設局都市整備部市街地整備課

6 事業計画決定の年月日

平成3年2月4日

7 変更の年月日

平成30年11月1日

(建設局都市整備部市街地整備課)